

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県犯罪被害者等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた次に掲げる罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
 - ア 人の生命又は身体を害する罪
 - イ アに掲げる罪に該当するものを除く性犯罪
- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により害を被った者
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
- (4) 性犯罪 刑法第176条から第179条までの罪、同法第181条の罪及び同法第241条の罪並びにこれらの罪(同法第176条及び第178条第1項の罪を除く。)の未遂罪をいう。
- (5) 犯罪被害 警察に被害届が受理されている犯罪行為による被害であって次のいずれかに該当するもの(被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。)をいう。
 - ア 第1号アに掲げる罪に当たる行為による死亡又は重傷病
 - イ 第1号イに掲げる罪に当たる行為による被害
- (6) 重傷病 犯罪被害のうち、負傷又は疾病(精神的な疾病を含む。)の場合であって、その治療に要する期間が1月以上かつ通算3日以上(精神的な疾病は3日以上(の労務不能)であることが医師により診断されたものをいう。
- (7) 遺族 死亡した犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。
- (8) 再提訴 犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払を受けることなく時効消滅が迫っている場合において、消滅時効完成前に再度損害賠償

請求訴訟を提起することをいう。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、高知県犯罪被害者等支援条例（令和2年高知県条例第3号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

（補助の目的）

第3条 県は、条例第11条の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ることを目的として、次条に定める補助対象事業における犯罪被害からの回復に要する費用の一部について、別表第1に定める補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業及び補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）並びに補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助の対象者）

第5条 前条に定める補助対象事業において補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に掲げる要件を満たす者とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ知事が別に定める犯罪被害者等支援団体における事前確認を受けた上で、補助対象事業ごとに別記第1号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該補助金の申請ができない場合は、申請者の法定代理人が申請することができるものとする。

- 2 申請を受理した日が、当該年度の3月1日以降の場合は、翌年度に当事業が予算措置された場合に限るとの条件を付して、翌年度に申請されたものとして受理するものとする。

（補助の変更）

第7条 前条第1項による申請内容について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、申請者は事前に別記第2号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金変更申請書に關係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の一部変更（補助金の交付決定額に対して20パーセント以内の減額の場合を除く。）

(2) 補助対象事業の翌年度への変更

2 前条第2項により申請を受理した場合及び前項第2号の変更を行い知事の承認を受けた場合は、当該申請は当初の申請年度の翌年度に行われたものとみなす。

（補助金の交付に関する制限）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(1) 申請者の前年の所得が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条で定める額を超えるとき。

(2) 申請者が県税を滞納しているとき。

(3) 申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(4) 犯罪被害者が当該犯罪行為を誘発したとき、又は当該犯罪被害について犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが社会通念上適当でないと知事が認めるとき。

（補助金の条件）

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(4) 補助対象事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付について必要があると認めて知事が指示した事項

（補助金の交付）

第 10 条 知事は、第 6 条の規定による補助金の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、当該決定の内容のほか、これに条件を付した場合は、当該条件を申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について、修正を加えて、前項の規定による補助金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、前項に規定する補助金の審査に際し、申請者からの当該申請に係る状況について調査することができる。この場合において、知事は申請及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関に照会を行うことができるものとする。

4 知事は、第 1 項の規定による決定をしたときは、別記第 4 号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

（概算払）

第 11 条 申請者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 5 号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の概算払請求書を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当であると認めた場合は、補助金の概算払を行うことができる。

（遂行状況の報告等）

第 12 条 知事は、必要があると認めた場合は、申請者に対し、補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告）

第 13 条 申請者による補助金実績報告書については、第 6 条の規定による補助金の申請をもって代えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 11 条の規定による補助金の概算払を受けた申請者は、補助対象事業が完了したときは、別記第 6 号様式から別記第 8 号様式までの規定による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金経費内訳書兼実績報告書を補助対象事業が完了した日から起算して 30 日以内又は補助対象事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、支払うべき金額を確定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が第 10 条第 1 項により通知した交付決定額（第 7 条第 1 号の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、この限りでない。

2 知事は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第 15 条 補助金は、第 10 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（届出）

第 16 条 申請者は、加害者又はその関係者から当該申請の補助対象経費に係る損害賠償等を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（補助金の返還等）

第 17 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更させ、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（1）申請者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）申請者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

（3）申請者が補助対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適切な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（5）補助対象事業の目的を達成し得なかったとき、又は補助対象事業の実施が不適切であると認められるとき。

（6）申請者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合は、別記第 9 号様式による高知県犯罪被害者等支

援事業費補助金交付取消通知書により交付の決定の取消しを通知するとともに、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還期限及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(情報の開示)

第18条 補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第3号、第12条、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条及び第5条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助要件 | 補助率及び補助限度額 |
|---|--|--|---|--|
| <p>(1) 生活資金の補助 (令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害による心身の回復のため、必要があると認められる、被害者又は遺族の生活資金に要する費用の一部を補助する。)</p> | <p>1 死亡した犯罪被害者の遺族 2 重傷病を負った犯罪被害者</p> | <p>犯罪被害からの回復に要する次に掲げる経費 1 被害者の葬儀に要する費用 2 警察、裁判所、検察庁等への出頭に要する費用（交通費、宿泊費等） 3 生活支援サービス等に要する費用（家事補助、育児補助、教育関係費等） 4 住宅等に要する費用（修繕費、転居後の増加分の家賃等） 5 就労等に要する費用（就労・転職支援サービス利用料等） 6 その他知事が認める費用</p> <p>ただし、次に掲げる経費を除く。 1 他の公的支援の対象となる費用（犯罪被害者給付金、公費負担制度等） 2 休業等に係る収入減に対する補填 3 犯罪被害に遭ったことによって生じたと判断することができない費用</p> | <p>1 犯罪被害者又は遺族が当該犯罪被害発生時において高知県内に住所を有すること。 2 犯罪被害を受けた事実について、警察に提出された当該被害届を警察等の関係機関への照会により確認したもの。 ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合は、知事が認める書類をもって代替することができることとする。 3 申請者からの申請書を受理した日が犯罪被害を受けた日の翌日から起算して2年を超えていないこと。</p> | <p>【補助率】 定額</p> <p>【補助限度額】 遺族 30万円 犯罪被害者 10万円</p> <p>当該犯罪被害の事案に係る経費の合計額が補助限度額内であれば、再度申請することができる。</p> |
| | <p>3 性犯罪被害者</p> | <p>1 負傷又は疾病の治療に要する費用（医療費、通院費等） 2 警察、裁判所、検察庁等への出頭に要する費用（交通費、宿泊費等） 3 生活支援サービス等に要する費用</p> | | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>(家事補助、育児補助、教育関係費等)</p> <p>4 住宅等に要する費用(修繕費、転居後の増加分の家賃等)</p> <p>5 就労等に要する費用(就労・転職支援サービス利用料等)</p> <p>6 その他知事が認める費用</p> <p>ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>1 他の公的支援の対象となる費用(犯罪被害者給付金、公費負担制度等)</p> <p>2 休業等に係る収入減に対する補填</p> <p>3 犯罪被害に遭ったことによって生じたと判断することができない費用</p> | |
|--|--|---|--|

| 補助対象事業 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助要件 | 補助率及び補助限度額 |
|--|--|---|---|--|
| <p>(2) 転居費用の補助 (令和3年4月1日以降に住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住居に居住することが困難になったと認められる被害者又は遺族の転居に要する費用の一部を補助する。)</p> | <p>1 死亡した犯罪被害者の遺族 2 重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪被害者</p> | <p>転居に要する次に掲げる経費 1 運送に要する費用 2 荷造り等のサービス(運送事業者が行ったものに限る。)に要する費用 3 その他知事が認める費用 ただし、次に掲げる経費を除く。 1 他の公的支援の対象となる費用(公費負担制度等) 2 転居先の賃貸契約に要する費用(家賃、敷金・礼金、仲介手数料等)</p> | <p>1 申請者が次のいずれかに該当する者であること。 (1) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった犯罪被害者又は遺族 (2) 二次被害の発生その他の事情により、従前の住居に居住し続けることが困難となった犯罪被害者又は遺族 (3) その他補助金の交付が特に必要であると知事が認める者 2 申請者が高知県内に住所を有し、かつ、当該住居又はその付近において犯罪が行われたこと。 3 犯罪被害を受けた事実について、警察に提出された当該被害届を警察等の関係機関への照会により確認することができること。 ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合は、知事が認める書類をもって代替することができることとする。 4 申請者からの申請書を受理した日が犯罪被害を受けた日の翌日から起算して1年を超えていないこと。</p> | <p>【補助率】 定額 【補助限度額】 20万円 当該犯罪被害の事案について1回の転居費用を限度とする。</p> |

| 補助対象事業 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助要件 | 補助率及び補助限度額 |
|--|---|--|--|---|
| <p>(3) 再提訴費用の補助</p> <p>(令和3年4月1日以降に犯罪被害者又は遺族が犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効を更新させるために行う再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助する。)</p> | <p>1 死亡した犯罪被害者の遺族</p> <p>2 重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪被害者</p> | <p>再提訴に要する次に掲げる経費</p> <p>再提訴するときに裁判所に対し支払う経費を対象とし、その額は民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第41号)の規定に基づき計算した額とする。</p> | <p>1 犯罪被害に係る損害賠償請求にいう対象犯罪は、次のいずれかであること。</p> <p>(1) 殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、逮捕・監禁、略取・誘拐</p> <p>(2) 重傷病を負った傷害</p> <p>(3) 前2号に準ずる行為で知事が認めるもの</p> <p>2 再提訴を提起するときに、申請者が高知県内に住所を有すること。</p> <p>3 申請者からの申請書を受理した日が再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から起算して2年を超えていないこと。</p> | <p>【補助率】</p> <p>定額</p> <p>【補助限度額】</p> <p>32万円</p> <p>1件の損害賠償請求の事案について、1回の再提訴を限度とする。</p> |

※遺族の範囲及び順位

1 遺族の範囲

補助金の交付を受けることができる遺族の範囲は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、次のいずれかに該当する者

- (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族の順位

遺族の順位は、前項の順序とし、同項各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

ただし、第1順位遺族が当該補助金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該補助金の申請をすることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって補助金の交付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、補助金の交付を受けることができる遺族としない。

別表第2（第8条、第9条、第17条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。